

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環保第21号
委託業務名称	湖岸緑地公園管理業務委託
委託業務場所	長浜市西浅井町塩津浜他
業務の概要	飯浦～塩津園地「塩津浜緑地公園」、大浦～海津園地「小ツ組緑地公園」、奥出浜園地「大浦緑地公園」の管理清掃 (1)園地の清掃 (2)休憩所の清掃 (3)便所の清掃 (4)園地の草刈・草引
履行期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日
契約年月日	令和6年 4月 1日
契約額(税込)	992,200円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市西浅井町大浦1098番地4 [商号又は名称] 有限会社 西浅井総合サービス
契約相手方の選定理由	(有)西浅井総合サービスは、平成13年度から公共施設の管理運営を担ってきた第3セクターであり、西浅井区域の公共施設(観光施設等)の指定管理者として維持管理をされている。当該施設についても西浅井町時代から維持管理をおこなっている実績がある。また、当該施設は観光繁忙期は臨機応変な対応が求められるが、(有)西浅井総合サービスに委託することによって、適宜円滑な運用を図ることが期待できる。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修 (2) 理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。